



## 令和4年度 町立小中学校で働く学校補助教員を募集します

☎ 子ども教育課 ☎ 687-1594(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線273)

須恵町教育委員会では、令和4年度に町立小中学校で働く学校補助教員(会計年度任用職員)を募集します。人員を補う必要があるときは、選考の上、随時面接を行います。募集職種は下表をご覧ください。

募集職種	少人数指導・学級サポート	通級指導教員	特別支援教育対応講師
業務内容	1学級38人以上となる学年の学習指導補助	通級指導教室での児童生徒の学習指導補助	特別支援学級での児童生徒の学習指導補助
賃金	時給 1,292円～(地域手当含む)		
勤務形態	配属された小・中学校の勤務時間による(1日 7.75時間) 原則として学校がある日(児童生徒が登校する日)のみ *年間勤務日数 210日以内(有給休暇含む) *春休み・夏休み・冬休みは原則として勤務はありません。		
登録資格	教員免許を有する人 *教員免許更新講習を修了していること(対象者のみ)		
加入保険など	社会保険・厚生年金・雇用保険・介護保険(40歳以上)		
各種手当	通勤手当、期末手当(賞与)など		
提出書類	須恵町会計年度任用職員登録申請書 保有する教員免許状の写しもしくは更新講習修了確認証明書の写し		
提出先	子ども教育課 2階窓口		

※募集した全員が雇用されるとは限りませんので、あらかじめご了承ください。



## 令和4年度 こども発達相談の療育指導員を募集しています

☎ 子ども教育課 子育て係 ☎ 932-1459(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線152)

須恵町こども発達相談で勤務する会計年度任用職員(非常勤の公務員)を募集しています。詳しくは次のとおりです。また、採用にあたっては随時、面接を行います。

条件	勤務時間	勤務日数	給与	勤務場所
言語聴覚士または作業療法士の資格をお持ちで幼児の教育に興味がある人(令和4年3月に資格取得見込みの人も可)	8時30分～17時 (月曜～金曜) ※1時間は休憩	月に21日程度	時給1,292円	須恵町こども発達相談(須恵中学校内)

- ▶ 勤務開始 令和4年4月から
- ▶ 各種手当・保険など 通勤手当、期末手当(賞与)有り  
健康保険・厚生年金・雇用保険の適用  
任用期間に応じて年次有給休暇を付与
- ▶ 提出書類 ①須恵町会計年度任用職員履歴書  
②該当する職種の資格証(免許証)の写し
- ▶ 提出先 須恵町役場 子ども教育課 子育て係(役場1階4番窓口)
- ▶ 問い合わせ先 須恵町こども発達相談 ☎ 080-7179-9421(直通)

☎…問い合わせ先



## 令和4年度幼児教育・保育無償化の手続きについて

☎ 子ども教育課 ☎ 932-1459(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線153)

4月から下表の対象施設を利用予定の人は、保育料無償化の対象となるために施設等利用給付認定の申請をする必要があります。また、②③をご利用の場合は、さらに保育認定を受ける必要があります。いずれも、利用希望日前の申請が必要です。(基本は利用開始日1か月前まで)

申請書などは須恵町のホームページからダウンロードできる他、子ども教育課で配布をしています。(施設によっては、申請書などを配布しているところもあります。)  
詳しくは、須恵町役場 子ども教育課までおたずねください。

	対象施設	対象児童	必要な書類
①	未移行私立幼稚園	3～5歳児まで	・「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書」
②	幼稚園・認定こども園の預かり保育	(0～2歳児までは非課税世帯のみ)	・「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書」 ・保育認定に必要な書類(就業証明書など)
③	届出保育施設	令和4年4月1日時点の年齢	・「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書」 ・保育認定に必要な書類(就業証明書など)

※保育認定を受けるには:保育が必要な理由がわかる書類の提出が必要です。  
例) 就業証明書 月64時間以上の勤務が要件  
※令和4年度の認可保育所申込をして入所保留(待機)になり、②③施設を利用する人は認可保育所申し込みの時、保育認定に必要な書類(就業証明書など)は提出済みですので、変更がなければ「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書」のみ提出してください。

### 【今回の手続きが不要な人】

- ・すでに施設を利用し、認定を受けている人(無償化対象の人)で状況に変更がない場合(後日、役場から現況届の案内をします。)
- ・0～2歳児で市町村民税課税世帯の場合(無償化対象外です)



## 児童扶養手当を受けている人へ『JR特定者用定期乗車券割引制度』のお知らせ

☎ 子ども教育課 子育て係 ☎ 932-1459(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線154)

### JR特定者用定期乗車券割引制度とは

ひとり親家庭などで児童扶養手当の支給を受けている人およびその世帯員が、通勤に伴うJR通勤定期券を購入する際に、子ども教育課で発行する特定者資格証明書と特定者用定期乗車券購入証明書を提示することにより3割引で購入できます。  
※学生の通学定期購入には使えません。

- ▶ 対象者 児童扶養手当受給者およびその世帯員
- ▶ 申請に必要なもの
  - ・児童扶養手当の証書(福岡県発行の緑色で四つ折りの証書)
  - ・証明写真(縦4cm×横3cmで、6か月以内に撮影した正面上半身のもの)(※1)
  - ・印鑑(認印でも可)

※1 証明写真は、この制度を利用する人の写真が必要です。  
※申請後、特定者資格証明書と、特定者用定期乗車券

購入証明書を発行します。  
発行までに少し時間がかかりますので、時間に余裕をもってお越しください。

- ▶ 定期券の購入
    - ・子ども教育課で発行した特定者資格証明書と、特定者用定期乗車券購入証明書を、JRの駅窓口へ「通勤定期購入申込書」と共に提出し、定期券を購入します。
  - ▶ 有効期限
    - ・特定者資格証明書…1年
    - ・特定者用定期乗車券購入証明書…6か月
- ※継続する場合は、再度、子ども教育課で手続きが必要です。
- ▶ 問い合わせ先
    - ・金額や定期券についてはJR駅窓口へ
    - ・特定者資格証明書・購入証明書については子ども教育課へ
- ☎ 932-1459(ダイヤルイン)

☎…問い合わせ先